

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
	特別児童扶養手当の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大阪府は、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

・本事務において用いるシステムの利用にあたっては、内部による不正利用の防止のため、ID及びパスワードによるアクセス制限、利用可能端末の制限、システム操作者の使用記録を保存する等、情報漏洩に対する対策を講じる。

評価実施機関名

大阪府知事

公表日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	特別児童扶養手当の支給に関する事務
②事務の概要	心身に重度又は中度の障害(政令で定められた障害等級)のある、20歳未満の児童の父又は母がその障害児を監護するとき、あるいは障害児と同居して監護し、その生計を維持する養育者に対して手当を支給する。 なお、上記の事務を行うに当たっては、基本4情報(氏名・住所・生年月日・性別)の他、所得等の個人情報を取扱う。
③システムの名称	特別児童扶養手当システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
特別児童扶養手当受給資格者台帳	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号利用法別表第一 46の項 ・番号利用法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第37条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	○情報提供に係る根拠 ・番号利用法別表第二 16の項、26の項、56の2の項、57の項、87の項 ・番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第12条、第19条、第30条、第31条、第44条 ○情報照会に係る根拠 ・番号利用法別表第二 66の項 ・番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第37条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部子ども室
②所属長	子ども室長 中岡恭子
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	・大阪府府民文化部府政情報室情報公開課 公文書総合センター(府政情報センター) 〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目 大阪府庁本館1階 06-6944-6066 ・大阪府福祉部子ども室家庭支援課貸付・手当グループ 〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目 電話06-6941-0351 内線2437
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	・大阪府福祉部子ども室家庭支援課貸付・手当グループ 〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目 電話06-6941-0351 内線2437

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成26年12月22日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成26年12月22日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

